

# 質問回答書

事業名 八街市水道事業公営企業会計システム導入事業  
発注課名 八街市水道課

項目	質問	回答
八街市水道事業公営企業会計システム構築業務基本仕様書2ページの第7条	<p>基本仕様書_P2.(システム構築期間及び賃貸借、保守期間)に関して 「第7条 本業務のシステム構築期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。」とございますが、本記載事項は「契約締結日の翌日から令和7年6月30日までとする。」の誤りでしょうか？ご教示ください。</p> <p>また、本質問に関連しまして、今回の導入事業の基本仕様書上、賃貸借期間の開始は令和8年4月1日からとなり、本稼働開始は令和8年7月1日からとなると考えますが、システムは令和8年3月31日までに使用可能な状態となるよう構築する必要があり、令和8年4月1日から6月30日までは並行稼働期間として、貴市側のシステム検証、データ移行などの期間に充てられているという認識でよろしいでしょうか？ご教示ください。</p>	<p>ご質問についてはご指摘のとおり記載の誤りです。</p> <p>正しくは、「第7条 本業務のシステム構築期間は、契約締結日の翌日から令和8年6月30日までとする。賃貸借及び保守期間は令和8年4月1日から令和12年6月30日までとする。」となります。</p> <p>また、本事業は、令和8年7月1日からの本稼働を目指すものですが、当市で十分な検証期間を設けたいため、令和8年4月1日から基本的な操作が可能であることを想定しております。</p>